



薬食総発1119第1号
平成21年11月19日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 薬務主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局総務課長



船員法施行規則第53条第1項に掲げる船舶に備え付ける医薬品
その他の衛生用品の数量を定める告示の一部改正について

处方せん医薬品については、薬事法（昭和35年法律第145号）第49条第1項において、医師等からの処方せんの交付を受けた者以外の者に対して、正当な理由なく、販売（授与を含む。以下同じ。）を行ってはならないこととされているが、「船員法施行規則第53条第1項の規定に基づき、船舶に医薬品を備え付けるために船長の発給する証明書をもって、同項に規定する処方せん医薬品を船舶所有者に販売する場合」は、「処方せん医薬品等の取扱いについて」（平成17年3月30日付薬食発第0330016号医薬食品局長通知）1の（2）において、当該「正当な理由」に該当するものとされている。

今般、船内で新型インフルエンザ（A/H1N1）を発症した船員への対応を検討するために、国土交通省に「衛生用品表検討委員会」が設置され、同委員会において、抗インフルエンザウイルス剤について、医師又は衛生管理者が乗り込む船舶に備え置くことが適当であるとされた。これを踏まえ、「船員法施行規則第53条第1項に掲げる船舶に備え付ける医薬品その他の衛生用品の数量を定める告示」（平成7年運輸省告示第801号。以下「衛生用品告示」という。）の一部が改正されたところである。

については、改正の内容等は下記のとおりであるので、御了知の上、貴管内関係機関等に対し周知徹底をお願いしたい。

なお、薬事法施行規則（昭和36年厚生省令第1号）第138条第14号において、卸売販売業における医薬品の販売の相手方として、「船員法（昭和2



年法律第100号)の適用を受ける船舶所有者であつて船員法施行規則(昭和22年運輸省令第23号)第53条第1項の規定に基づく医薬品を使用するもの」が規定されていることを申し添える。

記

1 改正内容

衛生用品告示のうち、甲種衛生用品表及び乙種衛生用品表内用薬の項に「抗インフルエンザウイルス剤」が追加されたこと。

2 施行期日

施行期日は、平成21年11月17日とされたこと。

○国土交通省告示第十一百一〇号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十一年十月二十日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

○国土交通省告示第三百五十九号
船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）第五十三条第一項の規定に基づき、船員法施行規則第五十三条第一項に掲げる船舶に備え付ける医薬品その他の衛生用品の数量を定める告示の一部を改正する旨下記のとおりとする。

平成二十年十一月十七日

国土交通大臣 前原 誠司

国土交通大臣 前原 誠司

番号 第4221号	作業用 救命衣 (大型船用機に 適合するもの) (膨脹式)	F N-50	藤倉新装株式会社	製造者の右側 例行の型式 型式変更の内容 膨脹装置取付用金具、補助 送風装置及び補助送気管に オーバションを設ける。
第4449号	"	F N-60	"	"

第4537号				
第4450号	WP-1	"	"	"
第4663号	WP-1 H	"	"	"
○国交省通達告示第一二四三二号 船舶等型式承認規則(昭和四十八年運輸省令第五十号)	F N-H A	"	"	"
船舶等型式承認規則(昭和四十八年運輸省令第五十号)	小型船用救命 胴衣(膨脹式)			

○	化学療法剤 合成功菌剤 抗ウイルス剤	ビリドンカルボン酸系製剤 抗インフルエンザウイルス剤	10錠 適宜	ビリドンカルボン酸系製剤 抗インフルエンザウイルス剤	10錠 適宜
○	化学療法剤 合成功菌剤 抗ウイルス剤	ビリドンカルボン酸系製剤 抗インフルエンザウイルス剤	30錠 50錠	ビリドンカルボン酸系製剤 抗インフルエンザウイルス剤	30錠 50錠

型式審認 番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第3240号	応急医療具	C-6型	株式会社セントラル	<p>① 内容品のうち「ワセリン」が「ゼリコン」となり、「ガーゼ」及び「ガーゼ」に変更する。</p> <p>② 内容品明細の標示を変更する。</p>

北	緯	三四一三七一一七
東	經	一三五一一一一二九
廢止年月日	平成二十一年十月一日	
名	大坂新島里立区或丁丁原 称	航路標識の廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。
平成二十一年十一月十七日	海上保安庁告示第三百十六号	この告示は、公布の日から施行する。

第3398号 応急医療器具の部 C-6型PAC n
船舶安全法(昭和八年法律第十一号)第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十一年十月十六日
付けをもつて次のようない型式承認をしたので、船舶等型式承認規則(昭和四十八年通諭令第五十号)
の規定による。 (機器類)
○国土交通省告示第十一百四十四号
K-A

化	位名
所	海上保安庁長官 鈴木 久泰
在	稚内港第一副港防波堤灯台
地	北海道稚内港（第一副港防波堤 外端）
四五二一四一〇	東北方位約三・二キロメートル
東	阪神港大阪区（大阪灯台の南西 方約三・二キロメートル）
北	三四一三七一〇
位	和
所	在
在	地
地	置
置	位
經	和
經	在
一三五一一一〇	三一五一一一〇

平成21年 第十一條の規定に基づき 平成21年11月17日 製造承認番号		物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
国士農大田前原謹可					

位
所
在
地
址
阪神港大阪区（大阪灯台）の南西
約一九キロメートル

定により、次のように告示する。
平成二十一年十一月十七日

海上保安庁長官 鈴木 久泰